

## 仕様書

### 1 業務名

令和8年度神戸市公共施設における次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）導入等委託事業

### 2 業務目的

ペロブスカイト太陽電池は、従来は設置が難しかった建物の屋根上や壁面などに設置可能であるため、建物が集積し、電力需要が多い神戸市（以下、「市」）のような都市部において有望な技術であると考えられることから、市の再エネ導入目標である「2030年度500MW」の達成に向け、率先して市有施設に対してペロブスカイト太陽電池の導入を進めるもの。

### 3 履行場所

環境局脱炭素推進課（神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST3階）

神戸市立磯上体育館（神戸市中央区八幡通2丁目1番38号）

神戸市立北山小学校（神戸市西区北山台3丁目26番1号）

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 5 事業概要

受託者は、以下の全ての候補施設に対して最低設置容量以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池及び付帯設備の設置に係る設計・施工・工事監理を行う。なお、最低設置容量とは、太陽電池モジュール本体による発電容量を指し、架台、配線、パワーコンディショナー（自立運転機能付き）、蓄電池等の付帯設備も含めて本事業で整備する。

No.	施設名	所在地	設置対象 建物	最低設置 容量
1	神戸市立磯上体育館	神戸市中央区八幡通2丁目1番38号	—	5kw
2	神戸市立北山小学校	神戸市西区北山台3丁目26番1号	体育館	5kw

※詳細設計の中でやむを得ず候補施設を変更する場合がある。

※最低設置容量については、環境省が実施する「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」（以下、「環境省補助事業」）の採択状況により減少する可能性がある。なお、設置を想定している建物の屋根形状・材質・積載荷重等については、公募要領「6.（3）参加資格の確認及び提案書の提出を要請する者の選定」で交付する資料を参照すること。

※環境省補助事業に対しては、特別区分A又はDで申請予定であるため、受託候補者の選定後、市と当該受託候補者にて具体的な委託業務内容等について協議の上、仕様書を確定し、その仕様書に基づき見積書の提出を依頼する。なお、本仕様書内に下線を引いた部分は、特別区分Aでのみ求められるもの。

## 6 事業実施について

### (1) 基本条件

本事業は、環境省補助事業の活用を前提とする事業であるため、環境省補助事業に係る規定に従い事業を実施すること。なお、実際の交付金額が想定する額に満たない場合は、市との協議の上、設置容量を縮小し実施すること。

### (2) 設備工事前の調査

#### ①現地調査

施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、施設管理者への聞き取り、既設設備の確認、現地での計測作業等の必要な調査を実施し、結果を書面により市に報告すること。なお、本調査は、ペロブスカイト太陽電池の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。

#### ②構造調査

受託者は、設備を設置した際の荷重増加等の影響に対し、必要な施設情報等の資料を収集し、その資料や①の現地調査結果等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性に問題がないことについて、市と協議・確認を行うこと。

#### ③設備の配置検討

導入するペロブスカイト太陽電池の最低設置容量は、5 に示すとおりであり、本設備の設置に当たり、日射、外観等状況を考慮し、最適な配置を設計し、結果を書面により報告すること。

#### ④各種法令手続き等

受託者は、各種法令に基づき必要な手続き等をリストにまとめて市に提出するとともに、責任を以って手続き等を行うこと。

※市が主体となる諸手続き等については、市に対し必要な助言及び協力を行うこと。

なお、電気事業者への接続契約手続きに必要な申請費用及び電気事業者から請求される連携負担金については事業費に含めるものとする。

#### ⑤その他

受託者は、調査業務に先立ち、対象施設との実施日程・時間の調整を十分に行うこと。また、現場を調査し、施工内容が決定し次第、下記(4)提出書類・時期⑤施工承諾書類を作成し、市担当者・関係者にその内容を報告し、その後現場作業に着手すること。

### (3) 設計・施工等

#### ①共通事項

ア 設備の設計、施工及び維持管理に当たっては、電気事業法、消防法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

イ 設計工事に当たっては、原則として以下の標準仕様書（最新版）等に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、市と受託者の協議により決定する。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・電気設備工事監理指針（令和7年版）
- ・電気設備技術基準の解釈（経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）

- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- ・フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2026 年版 <https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf>
- ・建築工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/tokkishiyousyo\\_eizen.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/tokkishiyousyo_eizen.html)
- ・電気設備工事、機械設備工事 特記仕様書（神戸市建築技術管理委員会）  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

ウ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響に充分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また地域住民や施設管理者から苦情等があった場合は、受託者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

## ②設計

- ア 受託者は、実施設計まで行ったのち、機器仕様書、単線結線図、配線配管図、システム構成図、配置図、構造図、工程表等の施工内容及び工程、機器等の搬入計画、安全対策等を示した施工承諾書類等を市に提出し、承諾を受けること
- イ ペロブスカイト太陽電池等の設計に当たり、逆電力継電器（RPR）等の必要な保護機能や太陽光発電設備で発電した電力を既設設備に供給する設備を検討し、保護機能等に必要な工事、既設設備の改造、機能追加等については、受託者負担とする。
- ウ ペロブスカイト太陽電池等の設計は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所（現：国立研究開発法人建築研究所））、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力、自重、積雪、地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- エ ペロブスカイト太陽電池は、環境省補助事業の対象となる製品であること。
- オ ペロブスカイト太陽電池等の固定方法や蓄電池含む付属設備類の構成・仕様等は、ペロブスカイト太陽電池メーカーの標準仕様及び環境省補助事業における特別区分 A 又 D に求められる基準に合致するものとする。なお、設備機器及び配管等の固定は、建築設備設計・施工指針（最新版）により行うものとし、耐震性能は S クラスを適用すること。
- カ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせないこと。
- キ 設置施設の既設の配電盤等に対して、VT/CT 等の配線、及び逆接続型遮断器、電力配線以外の改造は認めない。
- ク 有資格者による石綿事前調査を実施するとともに、適切な措置を講ずること。
- ケ 全量自家消費（蓄電池への蓄電分を含む）を基本とし、災害時等系統電力停電時に、本設備で発電した電力を自立的かつ安定的に活用できる設計とすること。
- コ 磯上体育館は海岸に近い立地のため、津波や高潮による浸水が想定されるかを把握し、浸水が想定される場合には、設備を保全させるための措置を講ずること。
- サ パワーコンディショナーの連系電力系統は 1φ3W200V/100V とすること。

### ③施工

- ア 施工に当たって、出来る限り施工者が市内事業者（神戸市内に本店又は支店等を有している事業者）であるように努めること。
- イ 施工に当たって、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ウ 定期的に市の関係者と打合せを行い、受託者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること
- エ 工事中の安全対策の実施、施設管理者および近隣住民との調整等は受託者において十分に行うこと。
- オ 施工に当たって、設置施設の利用や安全に支障が起きないように、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- カ 神戸市立磯上体育館については閉館時間や休館日に合わせた施工が必要となる場合がある。
- キ 学校施設（北山小学校）については、運動会や音楽会等の行事予定を学校側に確認し、行事運営に影響のない工事日程を計画すること。また、資材搬出入経路や資材置き場等の計画を作成し、仮設計画等について学校側と調整し了承を得ること。
- ク 北山小学校については、施工に伴う停電時間が48時間を超える場合は、市を通じてPFI事業者へ連絡すること。また、電力量計に係る部分の改修については、市から確認をとり現状と同等に復旧すること。
- ケ 事業期間中、市職員等が行う施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにすること。
- コ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、市との協議により決定すること。また、設備・配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるように本事業のものが分かるような表示等を行うこと。
- サ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ通知等）を作成し、市と事前協議のうえ、施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うこと。
- シ 屋外プルボックスを新設する場合は国土交通省仕様防水型SUS製とすること。
- ス 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。
- セ 既存の防水性能を低下させることのないよう、施工を行うこと。
- ソ 既設の防水区画貫通処理材を貫通し配線工事を行う場合は、既設の防水区画貫通処理剤の防水性能を保持できるよう補修を行うこと。
- タ 受託者は、施工完了後、市、施設管理者および当該施設の電気主任技術者へ維持管理において必要な事項について説明すること。
- チ 施工事業者は、電気工事業法に基づき登録されている事業者とし、電気工事士の資格を有する者が施工することとする。
- ツ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。

### ④普及・啓発

- ア 学校施設（北山小学校）においては、ペロブスカイト太陽電池の稼働状況確認及び児童に対する環境教育の一環として、見やすい位置に表示装置（モニター等）を設置すること。設置場所については、施設管理者と協議の上決定すること。

ととする。

イ 発電量表示については、5 年間以上の期間表示が継続できる形で設置すること（施設のインターネット回線は使用できないため、無線通信の場合は通信機器を備え付けること）。

ウ 市では、令和 8 年度中にペロブスカイト太陽電池等の市内実装に向けた啓発イベント（セミナー・現地見学会をセットとして 1 日で完結）の開催×1 回を予定しているため、これに協力すること。

#### ⑤その他

ア 設置工事に当たって、同時期に設置施設の敷地内で計画されている他の作業の実施事業者等とも連携するなど、施設運営への影響を可能な限り最小化するとともに、関係者間での連絡、情報共有等を密に行うこと

イ 本事業は、環境省補助事業を活用するため、受託者は、市が実績報告等を行うに当たり必要な書類等の作成に協力すること。

ウ 市が保有する資料について、受託者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与する。なお、貸与を受ける受託者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納すること。

エ 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受託者の負担とする。

#### (4) 提出書類・時期

##### ①業務責任者通知書（契約後速やかに）

※変更時は、変更事由の発生後速やかに提出すること。

##### ②実施計画書（契約後速やかに）

##### ③作業従事者名簿（契約後速やかに）

##### ④打合せ簿（打合せ後速やかに）

##### ⑤施工承諾書類（実施設計終了後速やかに）

※機器仕様書、単線結線図、配線配管図、システム構成図、配置図、構造図、工程表等の施工内容及び工程、機器等の搬入計画、安全対策等を示すこと

##### ⑥週間工程表（翌週作業の前週までに）

##### ⑦事業実績報告書（業務完了後かつ履行期限までに）

##### ア 適用図書等

神戸市 HP（下記 URL）並びに下記適用図書による。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>

##### ○完成図書

- ・神戸市建築設備工事完成図書電子納品要領〔建築設備工事版〕：神戸市 HP
- ・神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン：神戸市 HP

##### ○工事写真

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領による 工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）令和 5 年版
- ・小黑板情報電子化： 神戸市 HP

##### イ 提出様式、部数

##### ○電子データ

データ形式（詳細は上記適用図書による）

- i 完成図：CAD（オリジナルデータ及びDXF）形式、PDF形式
- ii 保全に関する資料：PDF形式
- iii 工事写真：PDF形式
- iv その他：オリジナルデータ形式
  - ・保存媒体：CD-RまたはDVD-R
  - ・提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込  
※A4版紙製ファイルに媒体を綴込2部

○完成図

- ・様式／部数：※原寸（見開き）製本2部 ※縮小（A3見開き）製本2部
- ・表紙、背表紙：完成図書に準ずる。
- ・工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。  
以下を標準の構成とするが、詳細は市との協議による。
- i 各設備系統図、ii 配置図、iii 各階平面図及び凡例、iv 各部詳細図  
v 盤類の単線結線図、vi 機器姿図等、vii その他

○完成図書

- ・対象：下記一覧表による
- ・様式／部数：A4版（紙製ファイル）／2部
- ・表紙：「年度、工事名、完成図書、工期、請負人名」を明記。
- ・背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。
- ・厚さが10cmを超える場合は市と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙にN  
o. ○／○を記入する。

完成図書を構成する書類一覧表

項目	提出書類		紙媒体
○完成図	完成図面		2つ折製本
○完成図書 (保全に関する資料)	①	機器完成図	紙製図書
	②	機器性能試験成績書	
	③	現地試験成績表、試運転・各種測定データ記録	
	④	取扱説明書及び保守に関する説明書	
	⑤	機器台帳（高圧機器含む）	
	⑥	初期設定状況説明書	
	⑦	設計条件資料	
	⑧	関係官公署届出書控、検査証	
	⑨	物品引渡書、主要機器一覧表	
	⑩	緊急連絡先一覧	
	⑪	その他保守上必要な書類 (アスベスト調査結果、PCB含有等)	

※上記のほか、本事業は、環境省補助事業の活用を前提とする事業であるため、その実績報告等に必要な書類について提出を求める場合がある。

※詳細については、市と調整のうえ決定することとする。

#### (5) 納品場所・履行期限

- 納品場所：神戸市環境局脱炭素推進課  
〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST3 階
- 履行期限：令和9年1月15日（金）  
※履行期限までに全ての候補施設において発電を開始するとともに、本仕様書「6（4）提出書類」に記載の提出書類を全て提出すること。  
※本事業は環境省補助事業を活用予定であるため、同事業の公募状況によってはやむを得ず履行期限が前後する場合がある。

### 7 業務監督員

市は、本業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項に基づく監督を行う『業務監督員』（委託契約約款第21条第2項の「監督員」をいい、委託契約約款中「監督員」とあるのは、「業務監督員」と読み替える。）を配置し受託者に通知する。業務監督員を変更する場合も同様とする。

### 8 検査

委託契約約款第4条の規定により、受託者は、本業務を履行期限内に完了し、市による引渡しの検査を行う。検査の際に市の示す仕様・基準を満たしていない場合は、受託者は補修その他必要な追加作業を自己の負担により行う。

### 9 再委託

- 再委託先等・再々委託先等が建設業法に定める工事請負を下請負として履行する場合は、委託契約約款第2条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ受託者が市へ、「再委託（下請負）について施工体系図または履行体系図によることに関する事前通知書」及び「再委託（下請負）届出書」により通知したうえで、受託者は当該工事請負に関する下請負人については「施工体系図」により市に届けることができる。工事の進行により施工体系図に変更があった場合にはその都度速やかに届出を行うこと。
- また、施工体系図に記載された再委託先・下請負人につき著しく不相当と認められるものがあるときは、市は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。当該再委託先・下請負人（二次以下の再委託先・下請負人も同様）が本契約の内容について不履行や契約不適合等があった場合には、受託者が市に対する債務不履行責任や契約不適合責任等を負う。

### 10 契約不適合責任

契約不適合責任については、民法第637条の規定を準用し、市がその不適合を知った時から一年以内にその旨を受託者に通知しないときは、市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

### 11 契約保証金

委託契約約款第3条の規定により、受託者は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる市の損害その他受託者が負担すべき債務をてん補するため保証金を納付すること。ただし、市においてその必要がないと認めた場合は、納付を免除することができる。

## 12 設計変更等

本仕様書に定める業務を達成するために必要となる施工は本業務に含めるものとするが、本業務に関連する追加・変更の施工であると認められるものは、市と協議の上、設計変更対象とすることができる。

当該変更により追加費用又は損害が発生したときは、負担方法について市と協議する。

## 13 損害保険等

損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。保険契約を締結したときは、その写しを市に提出すること。

### ①保険種目

建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」、第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

### ②保険契約者

本業務受託者

### ③被保険者

発注者、本業務受託者、関係再委託先（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

### ④保険期間

本業務着手時から目的物引き渡しまでの期間とする。

### ⑤保険金額又は填補限度額

建設工事保険（又は組立保険）は、受注金額全額（解体撤去工事を除く）

請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故5億円以上、対物賠償保険金額は1事故1億円以上

### ⑥特約条項の付帯

建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」

請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」

## 14 工事实績情報の登録

・受注額（設計費＋工事費）の内、工事費が500万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、業務監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を業務監督員に提示する。

・コリンズに登録する請負金額は、受注額（設計費＋工事費）の内、工事費のみとし、工期は工事のみの期間とする。

・工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が4,500万円または1億円を超える場合）のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。

## 15 業務実施における留意事項

### (1)経費の対象

本件業務の実施に係る一切の経費は契約金額に含む

### (2)業務適用範囲の確認

本業務の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は神戸市と協議できることとする。

### (3) 権利等の処理

本件受託業務の履行に関し、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、神戸市は責任を負わない。

### (4) 協議

本件業務の実施に当たり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

### (5) 責任分担の基本事項

事業実施に当たって予測される「リスクと責任分担」については「別紙1」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ① 受託者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、受託者が補償責任を負い、受託者の責任において速やかに対応するものとする、受託者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ② 受託者は本事業上知りえた内容、情報等を市の許可なく第三者の漏らしてはならない。

### (6) 現場作業日・作業時間

- ・ 現場作業日、作業時間は、授業・行事等に影響のない範囲とし、事前に対象施設と作業工程について十分に協議を行うこと。停電作業については、事前に工程（タイムスケジュール）を作成し、市・施設管理者・電気主任技術者の承諾を得た上で行うものとする。
- ・ 原則として、夜間の工事は行わない。やむを得ず夜間に作業を行う場合は、近隣に配慮し、事前に計画書を提出し、対象施設と市の了解を得た上で作業を行う。なお、放課後や土曜日、日曜日及び祝日であっても、行事等で対象施設内・グラウンド等が使用されていることがあることに留意すること。
- ・ 機械警備時間中に作業を行う場合は、市、対象施設と協議を行い、了解を得た上で行うこと。
- ・ 施工完了時において電気主任技術者の立会のもと各種試験（絶縁試験・耐圧試験・リレー試験等）を実施すること。

### (7) エネルギー供給、設備システム等の機能確保

- ・ 電気、ガス、水道等のエネルギー供給及び既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管、配線の盛り替え等の措置を講じること。
- ・ 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に市及び対象施設と協議し、必要に応じて代替措置を講じる。代替措置の実施に要する費用は受託者の負担とする。
- ・ 機械警備システムが、工事上支障となる場合、市、対象施設及び市が委託する警備管理業者と協議の上、必要な措置を講じること。なお、この場合、施工等は警備管理業者が行い、必要な費用は全て受託者の負担とする。
- ・ 火災警報設備等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保すること。やむを得ず稼働できない場合には、市、対象施設及びその他関係機関と協議して、適切な代替措置を講じること。

### (8) 安全確保

- ・ 工事の実施に当たっては、施設関係者に対する安全確保を最優先とすること。
- ・ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び対象施設と市の要望する全ての箇所には仮囲い等により安全区画を設置すること。工事用車両の通行経路の設定に当たっては、施設関係者の安全に十分配慮し、事前に市及び対象施設との協議・調整を行うこと。

- 大型資材搬入時には警備員を配置する等、受託者の責任で安全の確保に配慮すること。
- 高所作業を行う場合は、作業員の墜落及び転落防止措置を講じること。

(9)その他

- ① 受託者は、業務全体を統括する業務責任者を選任して市と密に連携が取れるようにし、業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を構築すること。
- ② 各業務にあたり当該施設の管理担当者（以下「施設管理者」という。）の立会いが必要な場合は、点検日時等を事前に施設管理者と調整を行うこと。他の作業等が予定されている場合は、それらと日程を合わせるなど、施設運営への影響を最小限に留めるよう努めること。
- ③ 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を市担当部署に連絡し、指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ④ 本仕様書に定めのない事項について、設計については神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書を、施工については神戸市土木工事共通仕様書を参考とし、疑義の生じた事項については、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- ⑤ 施工に際しては、「建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）」、「建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）」等を参考とし、常に安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は本業務の契約条項を超えて拘束するものではない。
- ⑥ 設置箇所及びその周辺にある既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。
- ⑦ 建設工事に伴う「騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達）」や関連法令を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁の問題が生じないように、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- ⑧ 市では、土木・造園・建築・設備の工事について週休二日を促進しているため、本工事においても週休二日制で工事を実施すること。
- ⑨ やむを得ず、官公庁の休日に作業を行う必要が生じた場合、事前にその理由と作業内容を書面にて市に提出すること。
- ⑩ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、校内及び周辺の危険防止に努めること。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行うこと。
- ⑪ 施設周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁ずる。
- ⑫ 施設周囲での喫煙を禁止する。また、改正健康増進法・受動喫煙の防止等に関する条例（兵庫県）により都市公園での喫煙を禁止する。
- ⑬ 駐車場、資材置場等の位置について市及び施設に承諾を得る。
- ⑭ この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、すべて市のものとする。

別紙1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受託者	
共通	募集要綱の誤り	公募要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	設計・工事における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・工事に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・工事における履行保証保険		○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの(受託者に起因するものを除く)	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			受託者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
	不可抗力	天災、生産者による製品供給停止・遅延等の市及び受託者いずれにも責任のない事態による事業の変更・中止	協議		
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給(運転)開始の遅延		○	
性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○		
一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○		
保証 関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○	